## 入札説明書(仕様書)

- 1 件 名 戸山5号宿舍跡地発掘調査一式
- 2 目 的 本件は、旧陸軍軍医学校跡地に埋められたとされる人骨に ついて、掘削によりその有無を確認することを目的とする。
- 3 調査期間 自 契約日の翌日 至 平成23年3月31日
- 4 場 所 東京都新宿区戸山3-2-4
- 5 対象面積 3.049.83 ㎡
- 6 調査概要等(別図参照)
  - (1)対象敷地をフェンスで囲う。
  - (2) 6ヶ所の試掘により、埋蔵文化財(江戸層)までの地層・深度を確 認する。
  - (3)シートバイル(土留矢板)を設置し掘削を開始する。
  - (4) 土坑に注意しながら、バックホウにより掘削する。土坑と思われる ものを検出した場合には人力により掘削する。
  - (5)人骨と思われるものが出土した場合には、掘削を中止し、速やかに 監督員(厚生労働省職員)に連絡する。
  - (6)人骨以外の出土品については、監督員の指示に従い保管する。
  - (7)掘削土は、敷地内の非掘削地に盛土しておき、埋め戻す。
  - (8)試掘後の本調査は、深さ5mを予定し、試掘により変更、精算する。
  - (9)調査に当たっては、埋蔵文化財(江戸層)等の地質を見極められる
  - 調査員を常時2名配置すること。
  - (10)調査期間中に調査関係者及び一般住民を対象にした現地説明会を 厚生労働省とともに開催すること。
  - (11)対象敷地は整地(フェンス、塀、アスファルト舗装、樹木、街灯 その他の地上工作物の撤去を含む)を行うこと。

## 7 一般事項

(1) 発掘作業着手、施工、完成に当たっては、文化財保護法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の申請手続きをはじめとした関係官公署その他機関への手続き等を遅滞なく行うこと。

これらに要する費用等は、請負者の負担とする。

(2) 発掘作業現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者と なり、建築基準法、労働安全衛生法その他の関係法令等に従ってこ れを行うこと。

(3) 発掘作業現場においては、常に整理整頓を行い、危険箇所の点検 を行うなど事故防止に努め、第三者に災害を及ぼしてはならない。 発掘作業現場に適切な養生を行うこととし、汚染又は損傷した場 (4)

合は、請負者において復旧を行うこと。

- (5) 発掘作業完了に際しては、当該作業に関連する部分の後片付け及 び清掃を行うこと。
- (6) 発掘作業にかかる関係書類の作成については、厚生労働省と協議 し作成すること。
- 8 施工計画等
  - (1) 発掘作業着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督員の承諾を受けること。
  - (2) 発掘作業着手に先立ち、請負者の組織及び仮設計画、安全管理などをまとめた、総合仮設計画書を作成し、監督員に提出すること。
    (3) 発掘作業施工に先立ち、機材、材料、工法、品質管理などを具体的に定めた施工計画書を作成し、監督員の承諾を受けること。

9 施 エ

- (1)設計図書並びに監督員の承諾を受けた実施工程表、施工計画書、施 工図等に基づき実施すること。
- (2)機器及び材料は新品とし、監督員の承諾を受けたものとする。
- (3) 施 エ の 一 エ 程 が 完 了 し た と き 及 び 特 に 監 督 員 が 指 定 し た エ 事 等 を 施
  - エする場合は、監督員が検査及び立会いを行う。
    - また、適時施工管理報告書により監督員に報告すること。
- (4)監督員と協議した事項等の作業の全般的な経過を記録した書面を提 出すること。
- (5)予測不可能と考えられる埋設物が発見された場合は監督員と協議すること。
- 10 施工写真
  - (1)各工程の進捗状況が確認できるように、施工及び品質管理状況を撮

影すること。

- (2)撮影した写真は、キープラン・説明書等を添付して整理し、提出すること。
- (3)現地発掘調査期間中は定点ビデオを設置し、調査の過程をすべて 記録する。
- 11 完成写真
  - (1)発掘作業の完了が確認できるように、全体及び主要部分を撮影する こと。
    - (2)撮影した写真は、アルバム等にキープラン・説明書等を添付して整理し、提出すること。
- 12 その他

(1)実施にあたっては、本仕様書、関係法令等の適用事項に基づき行う

ものとする。

## (2)仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、監督員に速やか

## に連絡し、協議するものとする。

